

個人番号カード(写)等貼付台紙

福井県知事様

該当する箇所にレ点を付けてください。

- 「高等学校等就学支援金(国制度)」認定申請のため、
 「授業料等減免(県制度)」認定申請のため、
 「福井県私立高校生等奨学給付金」受給申請のため、
- 保護者等の個人番号を 名分提出します。

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所(個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日)を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名 称	
	種類・課程・学科等	
生徒	ふりがな	
	氏 名	
	学年・クラス・出席番号等	
保護者等	個人番号	
		保護者等の 個人番号カード(裏面) 写し貼付欄
	氏 名	《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。
	生年月日	<u>個人番号が記載されている面を上にして、</u> <u>貼り付けてください。</u>
保護者等	個人番号	
		保護者等の 個人番号カード(裏面) 写し貼付欄
	氏 名	《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。
	生年月日	<u>個人番号が記載されている面を上にして、</u> <u>貼り付けてください。</u>

注)個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等、貼付が難しい書類を添付する場合は、個人番号等の項目のみ記入のうえ、本紙にホチキス留をして提出してください。

注)個人番号カード等を添付する保護者等が2名以上いる場合は、本紙を複数枚使用してホチキス留したうえ提出してください。なお、二枚目以降は保護者等の項目以外は省略して構いません。

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以前に通知カードの変更手續が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。